

第3 医療扶助における 留意事項について

令和6年度生活保護指定医療機関一般指導資料

八王子市役所 福祉部 生活福祉総務課



目次

I 頻回受診の適正化

II 重複投薬・多剤投与の適正化

III 後発医薬品の原則使用

IV 医療扶助における長期収載品の

処方等又は調剤の取扱いについて

V 健康管理支援事業

VI 生活保護法指定医療機関の指定等申請について

VII アンケートのお願い

I 頻回受診の適正化

頻回受診の適正化

生活保護利用者の適正
受診 に医療機関様のご協力を
お願いします。

頻回受診の指導対象者

同一傷病について、同一月内に同一診療科目を15日以上受診しており、短期的・集中的な治療(※)を行う者を除き、治療にあたった医師や嘱託医が**必要以上の受診**と認めた者

※ 15日以上受診している者を抽出し、その前2ヶ月との合計が40日未満の者

適正化の対応

頻回受診の可能性のある者の
把握

嘱託医協議・主治医等訪問

ケースワーカーの指導等

- ・毎月のレセプトを確認し、指導対象者を把握。
- ・嘱託医・主治医に協議し、頻回受診と認められるか否か判断。
- ・頻回受診と判断された者について改善指導を行う。

Ⅱ 重複投薬・多剤投与 の適正化

重複投薬・多剤投与の適正化

～薬剤有害事象の発生や医薬品の飲み残し等による健康被害の防止を図る観点もあります～

👉 以下に実際にあった重複投薬事例を紹介いたします。

【事例】令和4年9月、生活保護利用者による向精神薬の転売事案が発生。

【背景】①生活保護利用者が、医療機関等を次々と変えて受診していたため、福祉事務所から医療機関に対して、重複処方についての注意喚起を十分に行うことができなかった。

②福祉事務所閉庁時に医療券及び調剤券を持たずに医療機関等を受診することが多く、医療機関等があらかじめ福祉事務所に医療券及び調剤券の発行の有無を確認できない状態だった。

再発防止のためには、福祉事務所・医療機関が連携をより強化していく必要があります。



Ⅲ 後発医薬品の 原則使用

後発医薬品の原則使用

- ・生活保護利用者については、医療に係る患者負担が発生せず、後発医薬品を選択する動機付けが働きにくいこと等を踏まえ、平成30年の生活保護法の一部改正により、医師等が医学的知見等に基づいて、使用できると判断した場合には後発医薬品の使用を原則とする取扱いとされています。
- ・医療機関様での積極的な取組・ご協力の結果、国の統計における令和5年度の医療扶助での後発医薬品の使用割合は88.2%となり、政府目標である「全ての都道府県で80%」が達成されています。

～引き続きご協力をよろしくお願い致します～

※巻末に後発医薬品に関する資料を掲載しましたのでご参考になしてください。

令和6年診療報酬改定において導入された長期収載品の処方等に係る選定療養については、医療扶助における後発医薬品の使用原則を踏まえ、次章でお示しします。

IV 医療扶助における長期収 載品の処方等又は 調剤の取扱いについて

医療扶助における長期収載品の処方等又は 調剤の取扱いについて

- ・令和6年10月1日より、医療保険では、令和6年度診療報酬改定において長期収載品の保険給付の在り方について見直しが行われ、選定療養の仕組みが導入されています。
- ・このことを踏まえ、**生活保護利用者である患者が長期収載品を希望した場合**は、以下の取り扱いをお願いいたします。

【長期収載品の処方等が医療扶助の支給対象にならない場合】

- ・「生活保護法第五十二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬」（昭和34年厚生省告示第125号）第2に基づき、生活保護利用者については、長期入院選定療養以外の選定療養は医療扶助の支給対象とはならないとされています。



- ・このため、生活保護利用患者が、**医療上必要があると認められないにもかかわらず、単にその嗜好から長期収載品の処方等又は調剤を希望する場合は**、当該長期収載品は**医療扶助の支給対象とはならない**ため、生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条第3項に基づき、**後発医薬品**処方等又は調剤を行うこととなります。

【長期収載品の処方等が医療扶助 の支給対象になる場合】

- ・ 長期収載品の処方等を行うことに**医療上必要がある**と認められる場合は、
当該長期収載品は**医療扶助の支給対象**
となります。



V 健康管理支援事業

健康管理支援事業

八王子市でも受診勧奨等、すでに取り組んでいる事業があります。

- ・平成 30 年の生活保護法改正により創設された「被保護者健康管理支援事業」が、令和3年1月から必須事業として施行されています。
- ・多くの健康課題を抱えていると考えられる生活保護利用者に対しては、経済的自立のみならず、日常生活自立や社会生活自立といった観点から、医療と生活の両面において支援を行う必要があるという考え方により、医療保険におけるデータヘルスを参考に、福祉事務所がデータに基づき利用者の生活習慣病の発症予防や重症化予防等に取り組んでいます。

【参考】

具体的な実施方法として、国より示されております例を以下でご紹介します。
指定医療機関等におかれましてもご承知おきください。

～具体的な実施方法例～

自治体毎に現状の医療・健康等情報を調査・分析し、地域の生活保護利用者の健康課題を把握



それらに基づき自治体毎に事業方針を策定

- ア 健康診断受診勧奨
- イ 医療機関受診勧奨
- ウ 生活習慣病等に関する保健指導・生活支援
- エ 主治医と連携した保健指導・生活支援
- オ 頻回受診指導



リスクに応じた階層化を行い、集団又は個人への介入を実施
事業評価を行い事業方針に反映

Ⅵ生活保護法指定 医療機関の 指定等申請について

令和5年(2023年)7月から、保険医療機関と生活保護法指定医療機関の申請等を**同時に行うことが可能**になりました。

これまでは・・・

👉 保険医療機関等の申請は**地方厚生局**へ

👉 生活保護法に基づく指定医療機関の申請等は**八王子市**へ

それぞれに申請書を提出することとされてきました。



令和5年（2023年）7月以降は、

👉 生活保護法指定医療機関の申請等が、**地方厚生局を經由して八王子市に提出**することが可能になっています。

★保険医療機関と生活保護法指定医療機関の申請等の様式が統合されたことにより、**1枚の様式で**地方厚生局へ**同時申請**が行えます。

～同時申請可能な申請及び届出～

- ・ 新規指定申請 ・ 更新指定申請 ・ 変更届 ・ 廃止届 ・ 休止届
- ・ 再開届 ・ 辞退の申出



参考:厚生局の申請書(新規指定用)

(表 面)

※番号		保 険 医 療 機 関 保 険 薬 局 指 定 申 請 書 生活保護法指定医療機関			
※医療機関(薬局)コード					
① 病 院 ・ 診 療 所 ・ 薬 局		名 称			
		所 在 地			
② 管 理 者 ・ 管 理 薬 剤 師		氏 名			
		保険医・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師の 登録の記号及び番号	
③ 診 療 科 名					
④ 開設者(法人の場合は代表者)		医師・歯科医師・保険医・薬剤 師・保険薬剤師・その他		保険医又は保険薬剤師の 登録の記号及び番号	
⑤ 健康保険法第65条第3項第1 号、第3号から第5号までのい ずれか(指定欠格事由)に該当		有 ・ 無		該当する法律名	
				内 容	
				該 当 年 月 日	
				処 分 権 者 等	
⑥ 医療法第30条の11の規定によ る勧告		有 ・ 無		勧 告 年 月 日	
⑦ 指定に係る病床種別ごとの病 床数等		床 (うち、一般病床 床、療養病床 床、精神病床 床、結核病床 床、感染症病床 床) (特別の療養環境に係る病床 床(個室 床、2人室 床、3人室 床、4人室 床))			
⑧ 生活保護法の指定医療機関の 申請を併せて行う		☐		⑨ 生活保護法第49条の2第2項第2号から第9号 まで(指定欠格事由)に該当しない旨の誓約 ☐	
⑩ 国の開設した医療機関		☐			
上記のとおり申請します。 令和 年 月 日		開設者の氏名及び住所			
地方厚生(支)局長 殿		(法人の場合は、名称、代表者の職氏名及び主たる事務所の所在地)			

様式第一号の三(第三条関係)

👉 生活保護法に関する項目にチェックを入れていただくことで、
同時申請が可能になります。

令和5年7月以前に使用されていた厚生局の申請用紙を使用する際には、 ご注意を！

- ・生活保護法同時申請欄がないことから、厚生局への申請しかできません。(令和7年2月時点で厚生局へ確認)
- ・その場合、生活保護法に関する申請は、**別途、八王子市に提出することが必要**となります。

申請に関するQ & A その①

Q 1 これまでどおり、生活保護法の指定申請等は八王子市に提出してもよいか？

A 1 引き続き、保険医療機関等の申請等と別に生活保護法に基づく指定医療機関の申請等を八王子市に提出することが可能です。

なお、生活保護法に基づく指定医療機関の申請等を市に提出した場合は、市から地方厚生局へ別途連絡等を行われず、保険医療機関等の申請等を済ませたことにはなりません。ご注意ください。

申請に関するQ & A その②

Q 2 同時申請した場合、生活保護法に基づく指定は地方厚生局がすることになるのか？

A 2 地方厚生局に同時申請する場合でも、生活保護法に基づく指定等は八王子市が行います。

Q 3 地方厚生局との同時申請が出来ない機関はあるか？

A 3 訪問看護ステーションは対象外となっています。

申請に関するQ & Aその③

Q 4 更新申請の場合で、保険医療機関と生活保護法指定医療機関の指定の有効期間が一致しない時はどのように扱うか？

A 4 保険医療機関と生活保護法指定医療機関の指定の有効期間に乖離がある場合は、これまでどおり生活保護法指定医療機関の申請等は八王子市へ提出してください。



生活保護法の指定を受けている病院・診療所の方へ

生活保護における後発医薬品（ジェネリック医薬品）の
使用原則化についてご協力をお願い

○ 後発医薬品の普及については、医療財政の改善につながることから、国全体で取り組んでいます。更に取組を進めるため、今般、法改正を行い、平成30年10月1日から、生活保護においては、医師が後発医薬品の使用が可能であると判断された場合には、原則として、後発医薬品を使用していただくことになりました。

【生活保護を利用している方への処方について】

1. 生活保護を利用している患者について、医師の医学的知見に基づき、後発医薬品の使用が可能であると判断される場合には、下の図みにある取組内容を説明していただき、原則として（※）後発医薬品を使用（又は処方）するようお願いします。

※ 例外として先発医薬品が使用されるのは、①在庫がない場合と②後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額となっている場合です。

2. ただし、この取扱いは、医師の処方に関する判断をしるものではありません。医学的知見に基づき、先発医薬品の使用が必要であると認められる場合は、従来通り、先発医薬品を使用（又は処方）することが可能です。

3. なお、一般名処方や、後発医薬品への変更を可とする銘柄名処方を行った場合には、薬局において、原則として後発医薬品しか調剤できなくなります。薬局において先発医薬品を調剤する必要があると考えられた場合は、やむを得ない場合を除き、処方医に疑義照会を行い、その判断を確認した上でなければ調剤できませんので、ご注意ください。

【福祉事務所への情報提供等について】

○ 生活保護を利用している患者に対し、下記「取組内容」に沿って後発医薬品の品質等について説明することをお願いしていますが、それでもなお、患者が制度について理解できない場合には、福祉事務所に情報提供いただき、福祉事務所における制度説明の機会につなげていただくことも可能です。

生活保護における後発医薬品に関する取組内容

- ① 後発医薬品の品質や効き目、安全性は、先発医薬品と同等であり、医療財政の健全化を図るため、行政や医療保険など国全体で後発医薬品の普及に取り組んでいます。
- ② 生活保護では、医師または歯科医師により後発医薬品の使用が可能であると判断された場合は、原則として後発医薬品が調剤されることとなりました。

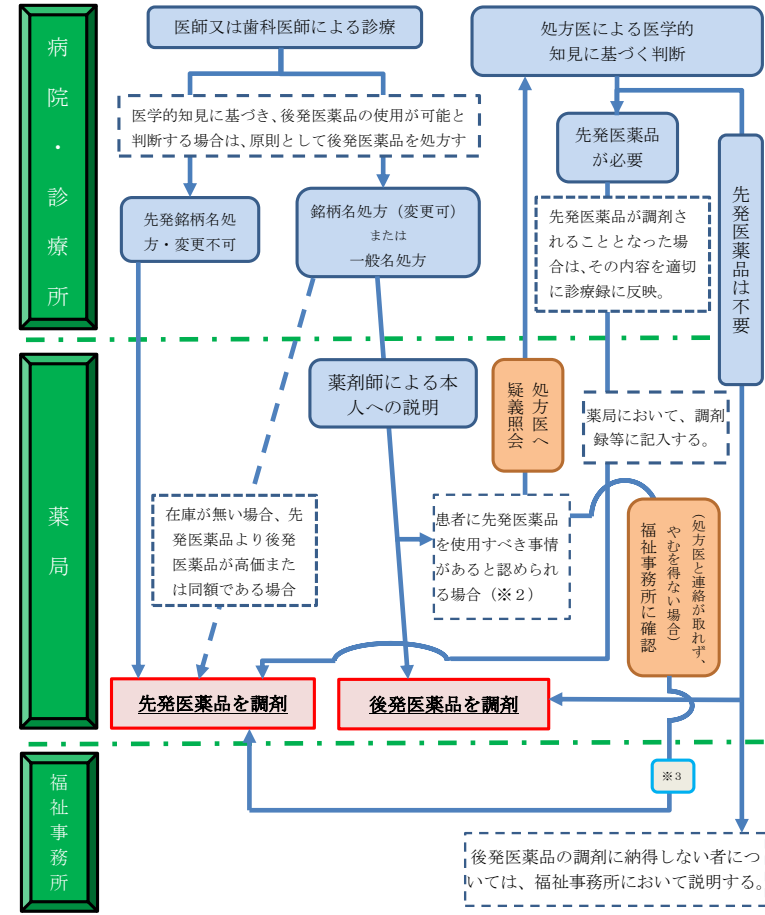
※詳細については、東京都福祉保健局の下記ホームページを御参照ください。

東京都福祉保健局 トップページ＞生活の福祉＞生活保護＞生活保護法改正による
後発医薬品の使用原則化について（生活保護法指定医療機関・指定薬局の皆様へ）

〔URL〕 <http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/seikatsu/hogo/seiho-kouhatuiyakuhin.html>

【照会先】 八王子市福祉部生活福祉総務課医療担当（042-620-7476）

調剤に至るフロー図



※1：薬局において在庫が無い場合を除く。ただし、その場合、以後は、後発医薬品を調剤できるよう体制整備に努める。

※2：患者が十分に自身の状況を医師等に伝えられず、薬局において、後発医薬品の使用への不安等から必要な服薬が期待できないと認められるような場合等が想定される。

※3：処方医に連絡が取れず、やむを得ない場合は、福祉事務所へ確認し、先発医薬品を調剤することも可能。（休日・夜間等福祉事務所にも連絡がとれない場合は、福祉事務所に事後報告でも可。）

⇒薬剤師は速やかに処方医に対し、調剤した薬剤について情報提供を行うとともに、次の処方内容について確認する。

げんそく
原則ジェネリック医薬品（いやくひん
こうはつい
後発医
やくひん
薬品）つか
を使ってください！



* 次の団体でジェネリック医薬品に関する一般的なご質問にお答えします。

どくりつぎょうせいほうじん いやくひん いっばんてき しつもん こた
・独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
こうえきしゃだんほうじん にほんやくざいしかい
・公益社団法人 日本薬剤師会
にほん せいやくきょうかい
・日本ジェネリック製薬協会
いっばんしゃだんほうじん にほん いやくひんがっかい
・一般社団法人 日本ジェネリック医薬品学会

でんわ
電話：03-3506-9457
でんわ
電話：03-3353-2251
でんわ
電話：03-3279-1890
でんわ
電話：03-3438-1073

1. ジェネリック医薬品とは？

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量を含み、安全性も同等であることが証明され、厚生労働省が厳正に審査し、承認したものです。

2. 生活保護を利用している方は、ジェネリック医薬品を原則使用することになっています。

現在、国全体でジェネリック医薬品の利用を促しています。医師が、ジェネリック医薬品の使用を認めている場合は、ジェネリック医薬品を原則使用することが法律で定められていますので、ご理解ご協力願います。

3. まずは主治医に相談を！

ジェネリック医薬品を使い始めて違和感があった場合は、他の薬に変えてもらうよう主治医に相談してください。

4. 医療機関の適正な利用をお願いします。

- ・医療機関にかかる前に福祉事務所に届出をしてください。
- ・同じ病気やけがで複数の医療機関にかかることはやめてください。
- ・急病の場合を除いて、休日や夜間に医療機関にかかることは控えてください。
- ・自宅からなるべく近いかかりつけの医師・薬剤師を見つめましょう。
- ・病院・診療所・薬局に行くときはおくすり手帳を持って行きましょう。

VII アンケートのお願い

ご高覧いただきありがとうございます ございました。

- ・ホームページ上の**アンケートの回答**を持ちまして、一般指導の**研修参加実績**とさせていただきます。
- ・また、アンケートには研修に対するご意見やご感想等をどうぞお寄せください。

よろしくお願いいたします。

